

12月議会に提案された補正予算……市民の声に応えた新型コロナ禍への対応を

【新型コロナ感染症への対応にかかる補正】

内容は、総務局の時間外勤務手当増額、健康福祉局の感染防止・検査体制強化、農水局の農産物供給体制強化、都市建設局の公共交通への支援・飲食店感染防止、教育委員会の学校現場・就学旅行・給食への対応などです。長引く感染の広がりの中、逼迫している地域中小零細事業者への支援等、経済観光分野での補正がありません。地域の声に耳を傾け、国への支援を求めることはもちろん、市独自にもできる限りの支援が必要です。

●検査体制強化

- ・抗原検査費用 3億7,900万円（インフルエンザと同程度の抗原検査）
- ・クラスター対策経費 4,700万円（感染発生店舗に限らず地域関係者を幅広く検査）
- ・患者搬送車両リース経費 100万円（2台分）
- ・受診案内センター設置経費 2,100万円（患者の相談を受け、受診案内を実施）

●感染予防・拡大防止

- ・介護施設の感染防止（1ヶ所約500万円で21施設、換気設備等）1億800万円
- ・タクシー事業者の感染防止対策（1台1万円上限・1900台分）1,900万円
- ・飲食店の感染防止環境整備への助成 4億9,000万円
（既計上100件に460件分上乗せして、合計560件分に）

●学校現場のコロナ対策

- ・修学旅行の中止・延期に伴うキャンセル料助成 500万円
- ・学校給食に県産馬肉提供 840万円
- ・電子図書館の拡充（コンテンツ充実） 2,000万円 ほか

●新型コロナ対応の時間外勤務手当追加 3億6,500万円 など



日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか

NO. 1213
2020年11月29日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索

【耐震改修にかかる補正】

- ・ふれあい文化センターの耐震化工事 220万円（2021年度330万円）
- ・託麻まちづくりセンター耐震・長寿命化 8,900万円
（2021年度債務負担 限度額1億3,350万円）
- ・南区役所・アスパル富合・火の君文化センター耐震化 8,680万円
（2021年度債務負担 限度額1億3,020万円）
- ・植木文化センター耐震化・長寿命化 1億1,680万円
（2021年度債務負担 限度額1億7,520万円）
- ・くまもと森都心プラザ耐震改修 5,130万円（2021年度7,700万円）
- ・食品交流会館耐震改修 3,570万円（2021年度債務負担限度額5,350万円）
- ・運動施設の耐震改修 7,570万円（2021年度債務負担1億1,360万円）
*清水スポーツセンター及び富合雁回館の耐震化工事
- ・西消防署耐震改修 4,600万円（2021年度債務負担 限度額6,830万円）

【雇用創出にかかる補正】 *3年間で、106人の雇用創出を目指す

- ・「熊本市地域雇用創造協議会」立ち上げ経費 10万円

【マイナンバー制度にかかる補正】

- ・総合行政情報システム改修経費 1,080万円
（マイナンバー制度対応の共通基盤システム改修）
- ・マイナンバーカード未取得者への申請書再送付・コールセンター設置
3,500万円（2020～2023年度債務負担 限度額2億4,140万円）
- ・市民病院への端末整備等 129万円（2021年度債務負担 限度額2,150万円）
*マイナンバーカード等によるオンライン資格確認制度に対応した端末の整備等



【農業分野の補正】

- ・農地集積協力金交付 1,089万円
*農地中間管理機構を通し、農地を集積する農業者への追加助成
- ・食品産業の輸出向け HACCP 対応施設・機器整備への支援 600万円
- ・7月豪雨被災施設復旧助成（河内地区） 1,272万円



【熊本駅関連】白川口駅前広場維持管理経費 30万円

（2021～23年度債務負担 限度額9,000万円）



特別史跡・熊本城は市民の財産、文化的向上のために広く活用すべき 誰もが文化的価値を享受できるよう、料金値上げはすべきでない

**熊本城の使用料 1.6 倍の値上げが提案されています
大人・500 円が、800 円に**

熊本地震から復旧した熊本城天守閣が、2021年4月から公開されるのに伴い、熊本城公園の使用料(入園料)の引上げが提案されました。

大人料金を1.6倍に、中学生以下料金を1.5倍も引き上げるものです。

【料金改定の内容】

(区分)	(使用料)
大人・高校生	500円⇒800円
(30人以上の団体)	400円⇒640円
中学生以下	200円⇒300円
(30人以上の団体)	160円⇒240円
年間入園券	1,000円⇒1,600円

文化的向上のために活用されてこそ、価値ある「財産」

文化財保護法では、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と定められています。

党市議団は議会で、熊本城が市民の大切な財産として保存され、市民のために利活用されることを求めてきました。

文化財保護法の趣旨に基づ

き、市民の財産として文化向上のために活用されてこそ、真の価値ある財産です。使用料引上げは趣旨に逆行するものです。



特別史跡として、学術的価値が特に高い「熊本城」

文化財保護法に基づき、貝塚や古墳、城跡などの遺跡で歴史上、学術上の価値が高いもののうち重要なものを「史跡」に指定し、保護しています。そのうち「学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの」を「特別史跡」に指定しています。史跡は現在、全国で1,795件あり、そのうち63件が特別史跡に指定されています。

「熊本城跡」は、1955年12月29日に近世の歴史遺跡として「特別史跡」に登録されました。

史跡は周辺環境とともに良好な形で後世に伝えていかなければなりません。特別史跡は、学術的価値が特に高いものであり、その価値は広く伝えていかなければならないとされています。国民の財産として、文化的向上のために広く活用されてこそ、価値ある財産です。

文化財とは

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。そのため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物等として指定・選定・登録し、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、日本を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。